

# 総務文教常任委員会資料

令和元年12月3日

市民協働部人権協働課

1. 第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画（案）について（別添冊子）

2. 今後の予定

・パブリックコメント実施 2019年12月11日（水）～2020年1月9日（木）

・第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画委員会（第7回） 2020年2月

・第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画決定 2020年3月

## 第2次

# 加東市人権尊重のまちづくり基本計画

(案)

令和2年(2020年) □月

加 東 市

はじめに

市長挨拶

本計画書においては、「障害」という語を「障がい」と記載しています。

「障害」という語の「害」という字は、もともと「碍」という字で、「さまたげる」という意味でした。

しかし、昭和21（1946）年の当用漢字表制定の際に、それまで使われていた「碍」の字が除外されたことにより、現在使われている「害」の字が当てられることになりました。

本計画においては、人権尊重の視点から、本来の意味と異なり、かつ、否定的・差別的な意味である「害」という字は用いないこととしました。

「障がい」と記述することにより、「がい」という字は「さまたげる」という意味であるということを表すとともに、障がいのある人への理解につなげていこうと考えました。ただし、固有名詞や引用している語の場合については、「害」という字を用いている部分もあります。

# 目 次

<b>第1章 計画策定に当たっての基本的事項</b> .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
〔1〕 国際社会 .....	1
〔2〕 国及び県 .....	1
〔3〕 本市 .....	2
〔4〕 第1次計画の取組の評価・課題 .....	3
2 計画策定の趣旨 .....	15
3 計画の位置付け .....	16
4 計画の期間 .....	17
<b>第2章 人権施策の基本理念及び方向性</b> .....	18
1 基本理念 .....	18
2 基本目標 .....	18
〔1〕 人権課題を自身のこととして捉える「ひとづくり」 .....	18
〔2〕 共生による人権文化の根付いた「くらしづくり」 .....	18
〔3〕 協働による人権の「まちづくり」 .....	18
3 人権施策の取組の方向性 .....	19
〔1〕 人権教育・啓発の推進 .....	19
〔2〕 人権尊重の視点に立った行政の推進 .....	19
〔3〕 相談・支援体制の充実 .....	19
<b>第3章 様々な人権課題に対する取り組み</b> .....	20
1 部落差別 .....	20
2 女性 .....	23
3 子ども .....	26
4 高齢者 .....	29
5 障がいのある人 .....	32
6 外国人 .....	35
7 性的少数者 .....	38
8 HIV感染者・ハンセン病患者等 .....	41
9 刑を終えて出所した人 .....	43
10 犯罪被害者等 .....	45
11 インターネットによる人権侵害 .....	46
12 その他の人権課題 .....	48
〔1〕 アイヌの人々 .....	48
〔2〕 生活困窮や社会から疎外された人々 .....	48
〔3〕 安心して働ける職場環境 .....	49
〔4〕 災害時における人権への配慮 .....	49

〔5〕その他 .....	50
<b>第4章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進 .....</b>	<b>51</b>
1 家庭 .....	51
2 認定こども園・保育所・幼稚園 .....	52
3 学校 .....	53
4 職場 .....	53
5 地域 .....	55
6 各種団体 .....	55
<b>第5章 人権に関わりの深い特定職業従事者*に対する 人権教育・啓発の推進 .....</b>	<b>57</b>
<b>第6章 計画の総合的、効果的な推進 .....</b>	<b>59</b>
1 全庁体制による人権を尊重した行政の推進 .....	59
2 計画の進行管理と評価 .....	59
3 関係機関等との連携・協力 .....	59
4 市民の参画と協働 .....	59
5 相談体制の充実 .....	59
6 広報、啓発活動の推進 .....	60
<b>参考資料 .....</b>	<b>61</b>
1 注釈（用語の意味） .....	62
2 人権関係年表 .....	65
3 日本国憲法（抄） .....	69
4 世界人権宣言 .....	71
5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 .....	74
6 加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会設置要綱 .....	75
7 平成30年度人権に関する市民意識調査 調査票 .....	77
8 第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会名簿・開催状況 .....	78
(1) 第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会委員名簿 .....	78
(2) 第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会開催状況 .....	78

※本計画中において「\*」を付した用語の解説は、参考資料 1 注釈（用語の意味）（P62～P64）に示しています。

# 第1章 計画策定に当たっての基本的事項

## 1 計画策定の背景

### 〔1〕国際社会

第2次世界大戦後、国際連合（以下「国連」という。）では、昭和23(1948)年第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」を採択しました。

その後、国際人権規約などの多くの人権に関する条約を採択し、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。特に、平成6(1994)年の第49回総会では、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することを求めました。

さらに、「人権教育のための国連10年」の最終年である平成16(2004)年には、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、平成17(2005)年から「人権教育のための世界計画」を開始する決議が採択されるなど、21世紀を人権の世紀とするための取組が推進されています。この計画の第1段階は、平成17(2005)年から平成21(2009)年末までを初等中等教育の人権教育を重点課題に、第2段階として、平成22(2010)年から平成26(2014)年までを高等教育における教育者、公務員、教育者、法執行官、軍関係者に焦点をあてた人権研修が取り上げられました。そして、第3段階として、平成27(2015)年1月から令和元(2019)年12月を第1及び第2段階の実施を推進する努力の強化と、メディア関係職者やジャーナリストを重点集団として、各国や各関係機関において人権教育の推進が図られました。さらに、平成23(2011)年12月に国連総会において、人権教育と研修の取組の強化について国際社会に対する強力なメッセージとして、「人権教育及び研修に関する国連宣言」が行われました。そして現在は、令和2(2020)年から令和6(2024)年までを第4段階として、重点対象を「若者」とし、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会の構築のため、多様性の尊重に力点を置くこととされています。これらの取組によって、人権問題の解決や人権教育の重要性が国際的、国内的に高まってきたことや人権教育を総合的、計画的に実施するための指針が得られたことは大きな成果です。

しかし、こうした取組が進められている一方で、未だに世界各地では、人種、民族、宗教の違い、貧困などの理由により紛争や対立が起こり、多くの人権が侵害され、生命が奪われています。とりわけ、社会的に弱い立場にある女性や子どもなどが犠牲となっています。

このため、国連や国家、企業、NGO<sup>\*</sup>などが世界的な規模で人類共通の課題である平和の確立や人権尊重、差別撤廃に向け積極的な取組を進めています。

### 〔2〕国及び県

世界的に人権尊重の気運が高まる中で、わが国では、今日まで、日本国憲法に基づき、人権意識の高揚を図るための施策が展開されてきました。

平成9(1997)年には、関係行政機関相互の緊密な連携と協力を確保し、関係施策の総合的

かつ効果的な推進を図るため、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」が策定されました。

また、平成12(2000)年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育啓発推進法）」が制定され、人権教育及び人権啓発についての理念と国や地方公共団体及び、国民の責務が明確にされました。同法に基づき、平成14(2002)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、この計画を踏まえ、文部科学省では、平成16(2004)年、平成18(2006)年、平成20(2008)年と「人権教育の指導方法等の在り方について」を三次にわたって取りまとめ、学校教育における人権教育の指導の改善や充実に向けた視点を示し、その活用を進めています。

兵庫県では、人権教育啓発推進法に呼応する形で、平成13(2001)年に「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」が策定されました。この指針は、近年の人権をとりまく社会情勢の変化や、県民意識調査等で明らかになった人権課題の多様化等に対応するため、平成28(2016)年に改定され、指針が示す方向性に沿って、人権尊重に関する理解を深めるための教育及び啓発が一層推進されています。

こうした国や県の動向は、県下市町に今後の人権施策推進の方向性を指し示すものであり、あらゆる生活の場面において、幅広い人権課題についての人権教育と人権啓発を推し進めることが重要であることを表しています。

しかしながら、人権に関する現状については、部落差別の問題をはじめ、女性や子ども、障がい者、外国人等に対し、様々な人権問題が依然として存在しています。

近年、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法」の改正とともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定をはじめ、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が制定されるなど、様々な人権問題に関する新たな法制度の整備が進んでいます。

### 〔3〕本市

本市は、平成18(2006)年に社町・滝野町・東条町の合併により誕生しました。旧3町での人権教育・啓発に関する方針を引き継ぎながら、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて様々な施策を展開してきました。

平成19(2007)年度には、旧3町の社地区人権・同和教育推進協議会、滝野地区人権・同和教育推進協議会、東条地区人権・同和教育推進協議会を一本化し、加東市人権・同和教育研究協議会を立ち上げました。

平成20(2008)年には、「第1次加東市総合計画」を策定し、「あらゆる人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現をめざす」という施策方針を掲げ、啓発活動、講演会、地域のリーダー研修会をはじめとする各種研修会の実施などに取り組んできました。そして、平成30(2018)年には、「第2次加東市総合計画」を策定し、「市民が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付け、価値観の違いや多様性を認め合う自由で平等な共生社会」を将来のあるべき姿とし、引き続き啓発活動や講演会などに取り組んでいます。

また、平成20(2008)年には「人権と男女共同参画に関するアンケート調査（以下「人権に関する市民意識調査」という。）」を実施し、市の現状等を把握しました。

平成21(2009)年4月には「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女の人権が尊重される社会の実現に向けた取組を進めています。

平成22(2010)年4月には、本市の取り組むべき人権施策の基本理念と基本目標を明らかにし、総合的かつ効果的に施策を推進するための基本的な方針である「加東市人権尊重のまちづくり基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。さらに、この計画に基づく施策を計画的に実施するため、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度を計画期間とする「第1次加東市人権尊重のまちづくり実施計画」と平成29(2017)年度から令和元(2019)年度を計画期間とする「第2次加東市人権尊重のまちづくり実施計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策の推進に取り組んでいます。

#### 〔4〕第1次計画の取組の評価・課題

##### （1）市民意識調査からみる市民の人権意識

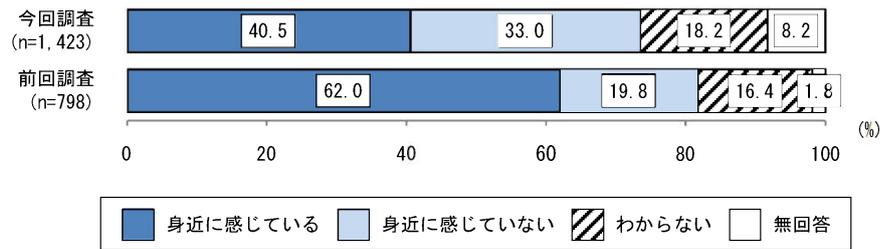
平成30(2018)年度に実施した「加東市人権に関する市民意識調査」（以下「H30市民意識調査」）をもとに、市民の人権全般に関する意識傾向を考察し、そのポイントを整理すると次のとおりです。

**ポイント① 社会全体の人権尊重の意識の定着は進んできていると理解しているが、人権を自分の身近な問題として捉えていない市民は増えてきている**

人権を身近な問題として「感じている」が40.5%に対し、「感じていない」は33.0%と、身近に感じている市民のほうが多くなっていますが、10年前に比べ「身近に感じている」割合は21.5ポイント減少しており、自分に関係のある問題として捉えている市民は減っています。また、「今の日本は人権が尊重されている社会である」と捉えている市民は50.5%で、10年前に比べ倍増、また過去5年くらいで自分の人権が侵害されたと思ったことがある割合も10年前の22.9%から15.0%へ減少しています。

これらのことから、10年前に比べ、今の日本の社会は様々な教育や啓発の成果によって人権が尊重される社会になったと感じている市民が増えてきていると考えられます。しかし、依然として存在している部落差別の問題や性差別・障がい者差別をはじめ、新たに顕在化してきた性的少数者への偏見やヘイトスピーチ問題など、人権を侵害する様々な事象が社会問題化しています。それらの問題は理解しているものの、自分自身が人権侵害を受けた経験は少ないため、人権を身近な問題として感じている市民は少なくなり、「ひとごと」と捉えている市民が増えてきていると考えられます。

## ■人権への親近感（全体）

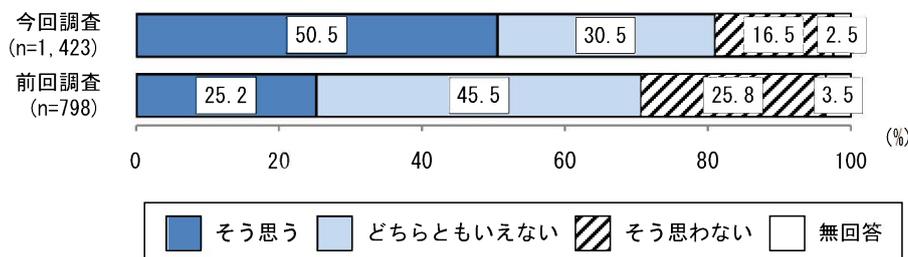


（平成 30 年度加東市人権に関する市民意識調査）

\* 前回調査（平成 20 (2008) 年度実施）

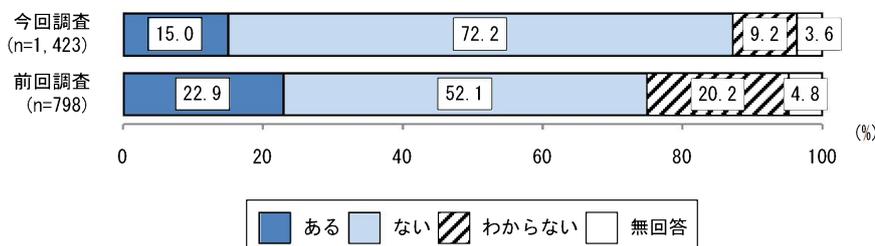
・ 調査対象：2,000 人 ・ 調査方法：郵送配布・郵送回収 ・ 回収数(率)：798 件(39.9%)

## ■今の日本は人権が尊重されている社会である（全体）



（平成 30 年度加東市人権に関する市民意識調査）

## ■あなたは、ここ 5 年くらいの間に自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか



※今回調査

（平成 30 年度加東市人権に関する市民意識調査）

『ある（「よくある」＋「ときどきある」）』

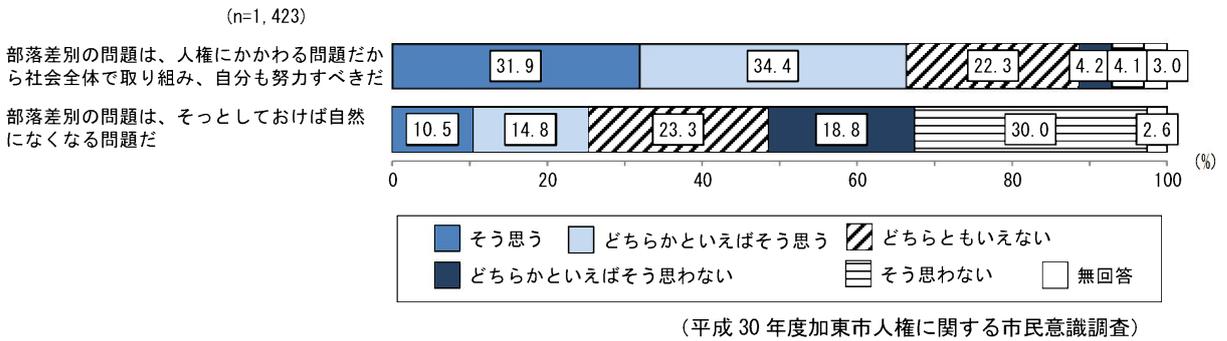
『ない（「ほとんどない」＋「まったくない」）』として比較

**ポイント② 部落差別問題の解決には「社会全体の取組と自分も努力が必要」との意見が6割を超える一方で、「そっとしておけば自然になくなる」という意識をもつ市民も少なくない**

部落差別の問題は、人権にかかわる問題だから社会全体で取り組み、自分も努力すべきという意見が60%を超えています。一方、部落差別の問題は、そっとしておけば自然になくなる問題ではないと思う市民が半数の48.8%なのに対し、逆にそっとしておけば自然になくと思う市民は25.3%、また「どちらともいえない」は23.3%となっています。質問形式が異なりますが、前回調査で部落差別の問題の解決方法について「そっとしておけば、自然に解決すると思う」との回答が27.4%と今回調査とほぼ同割合を占め、「そっとし

ておけば自然になくなる」という意識をもつ市民は少なくありません。

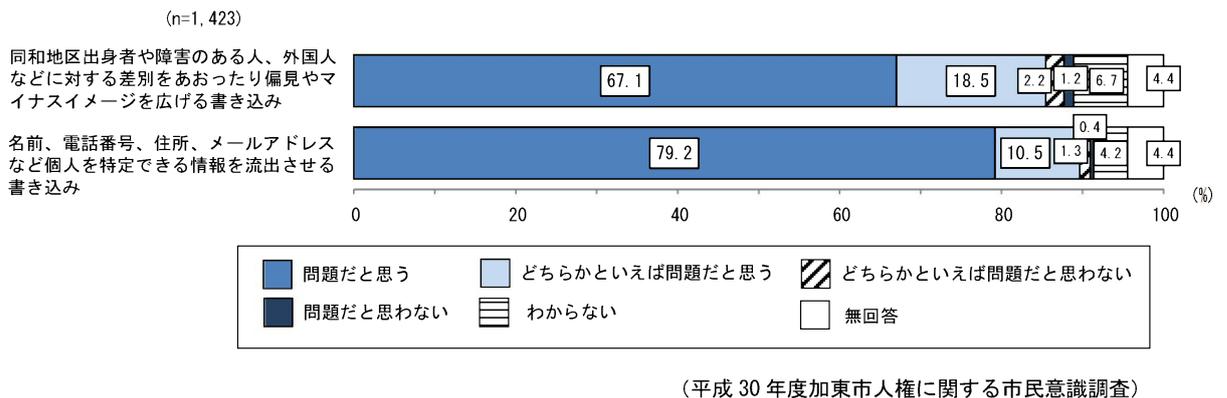
### ■ 部落差別問題の解決に向けた意識（全体）



### ポイント③ 他者に向けられる人権侵害よりも個人の人権侵害に対する関心のほうが少し高い傾向がみられる

携帯やスマホ、パソコンなどのインターネット上で同和地区出身者や障がいのある人、外国人などに対する差別を助長したり偏見やマイナスイメージを広げたりする書き込みについて、それらが「問題だと思う」割合は67.1%に対し、個人を特定できる情報の流出のほうが「問題だと思う」という市民の割合は79.2%と、後者のほうが12.1ポイント高くなっていますが、「どちらかといえば問題だと思う」を加えると、前者は85.6%、後者が89.7%となり、どちらに対しても問題意識を持っていることがうかがえます。

### ■ インターネット上の書き込みや行為についての考えについて（全体）



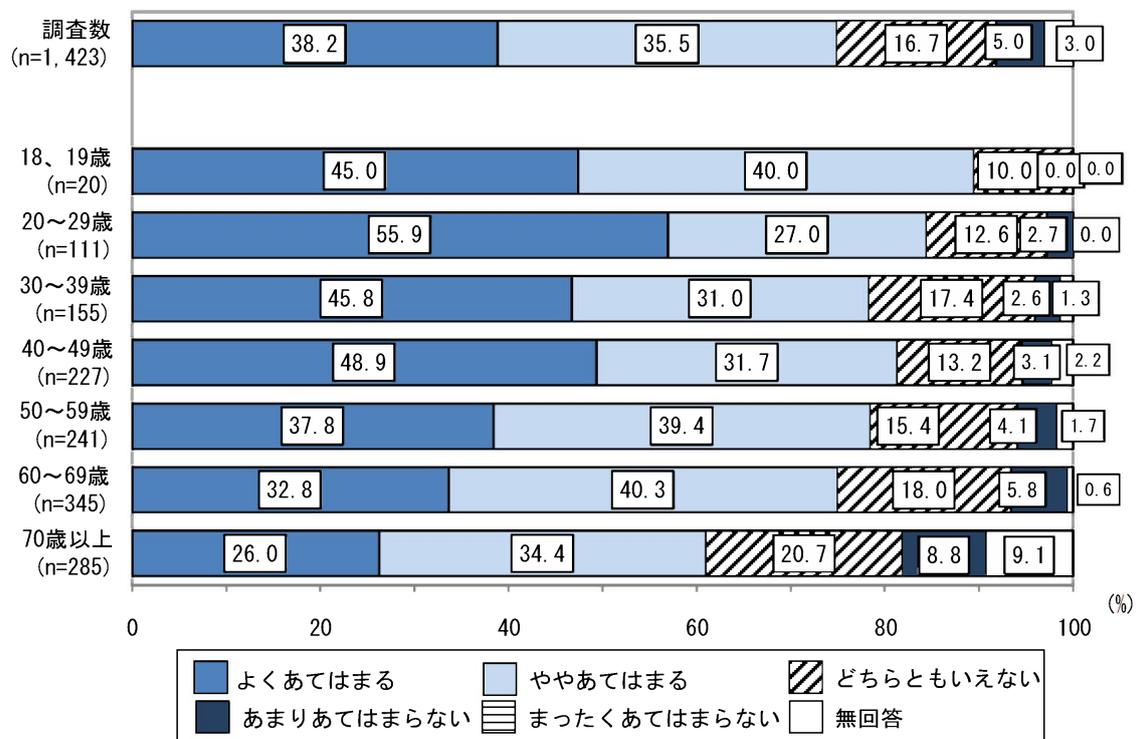
## ポイント④ 若い世代ほど人権意識が高い傾向がみられる

意識調査の結果での特徴のひとつとして、人権意識は、中高年層に比べ若年層のほうが高い傾向がみられます。次の人権侵害に対する考え方を問う質問では、若い人ほど人権侵害にあてはまると考える人の割合が高くなっています。

- ・「女性ということで、同じ勤務年数の男性よりも給料や昇進で低い評価を受けること」を人権侵害に「よくあてはまる」と回答したのは、70歳以上では26.0%に対し、20歳代は55.9%。
- ・「障がいのある人が結婚したり、子どもを育てたりすることに周囲が反対すること」を人権侵害に「よくあてはまる」と回答したのは、70歳以上では22.5%に対し、10歳代・20歳代では40%～50%。
- ・「H I V\*（エイズウイルス）感染を理由に労働者が採用されなかったり解雇されたりすること」を人権侵害に「よくあてはまる」と回答したのは、70歳以上では18.9%に対し、30歳代は45.8%。
- ・「外国人であることを理由に、賃貸住宅への入居が拒否されること」を人権侵害に「よくあてはまる」と回答したのは、70歳以上では16.1%に対し、10・20歳代では30%～45%。

### ■人権侵害の認識状況について（年代別）

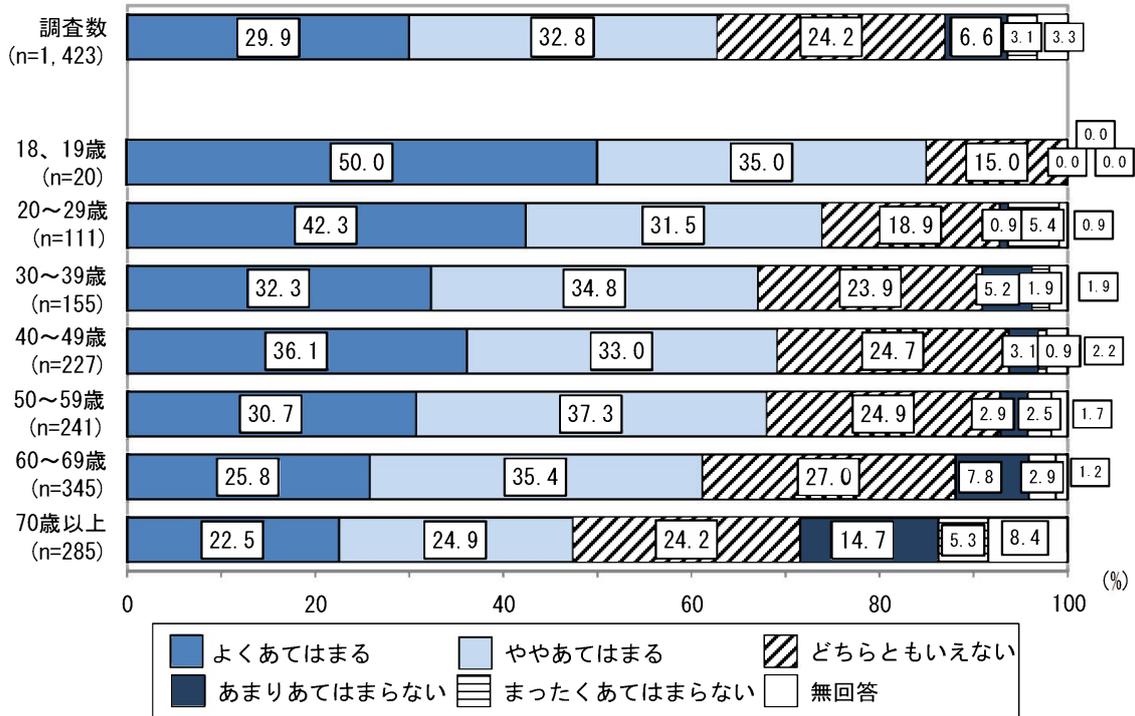
女性ということで、同じ勤務年数の男性よりも給料や昇進で低い評価を受けることが人権侵害にあてはまると思う



(平成30年度加東市人権に関する市民意識調査)

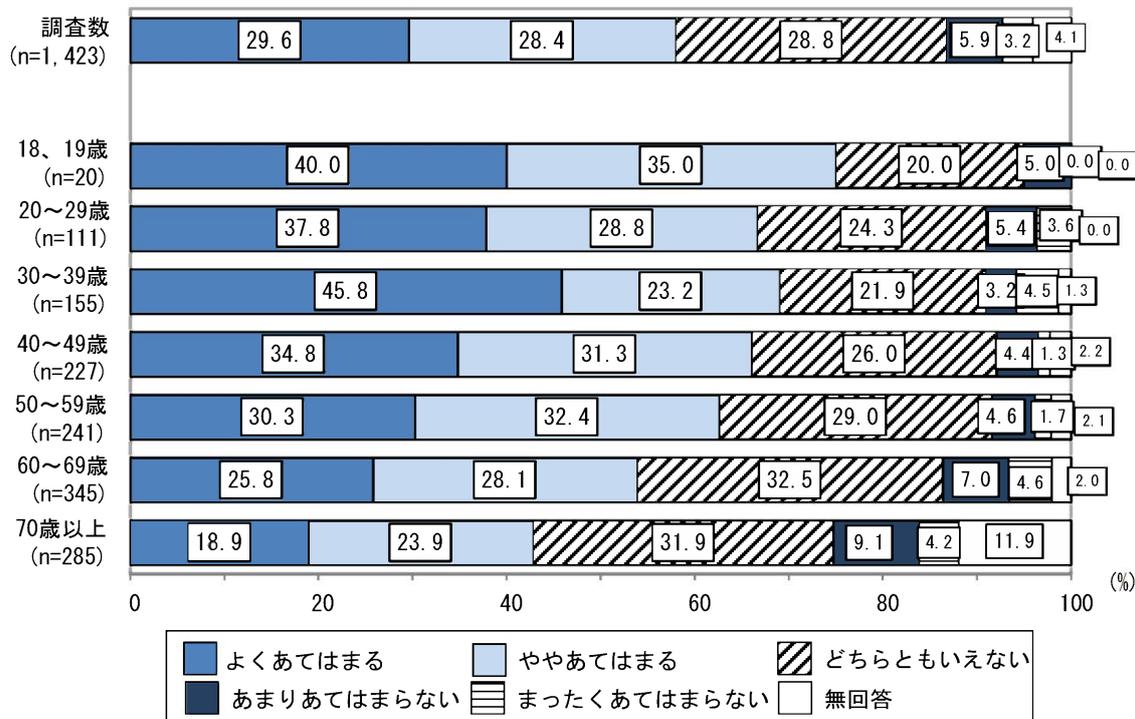
■ 人権侵害の認識状況について（年代別）

障がいのある人が結婚したり、子どもを育てたりすることに周囲が反対することが人権侵害にあてはまると思う



(平成 30 年度加東市人権に関する市民意識調査)

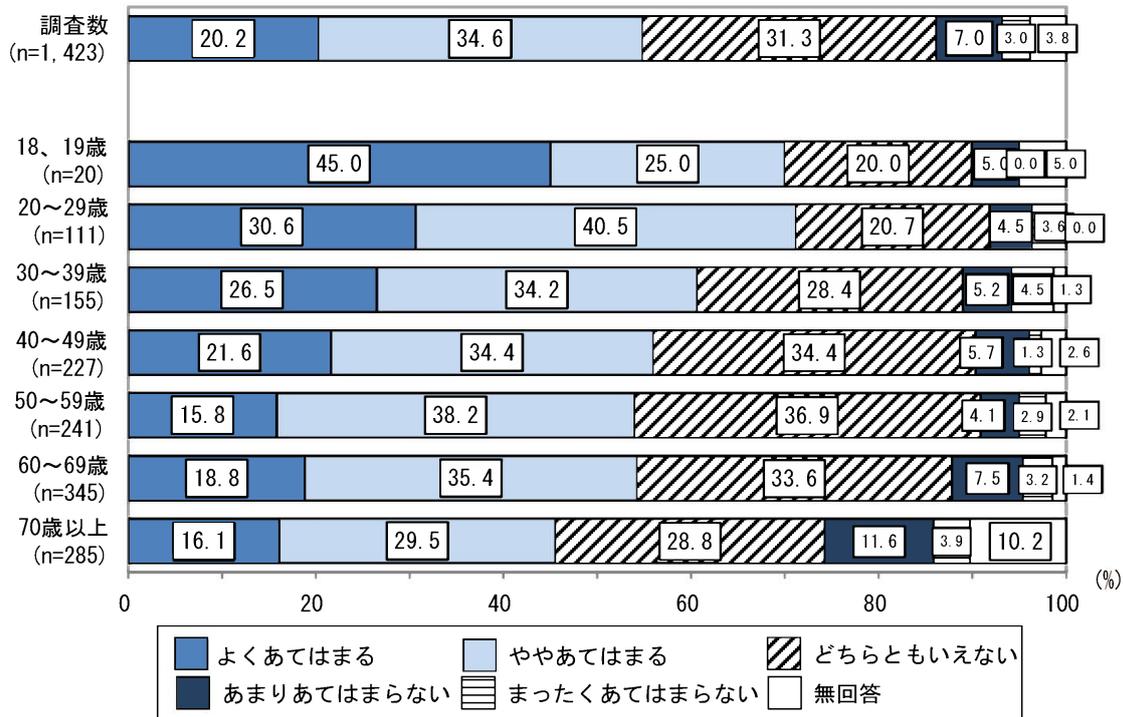
HIV（エイズウイルス）感染を理由に労働者が採用されなかったり解雇されたりすることが人権侵害にあてはまると思う



(平成 30 年度加東市人権に関する市民意識調査)

## ■人権侵害の認識状況について（年代別）

外国人であることを理由に、賃貸住宅への入居が拒否されることが人権侵害にあてはまると思う

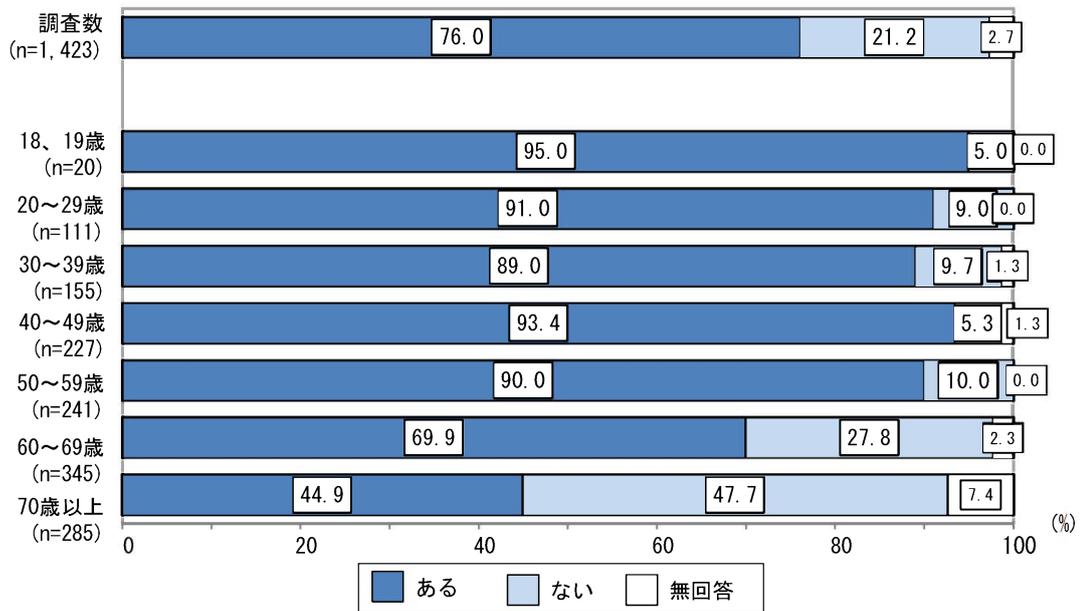


（平成 30 年度加東市人権に関する市民意識調査）

また、学校で差別や人権に関する教育を受けた経験がある人は60歳未満に多く、60歳以上では少なくなっています。その教育内容は、30歳以上の各年代では「部落差別の問題」が最も多くなっていますが、10・20歳代は、「部落差別の問題」のほか、「女性の人権問題」や「障がいのある人の人権問題」「H I V（エイズウィルス）感染者、ハンセン病\*患者・回復者の人権問題」「インターネット上での人権侵害」「性的少数者\*（セクシュアルマイノリティ）の人権問題」など、学んだ経験のあるテーマは多彩となっています。

若い年代層で人権意識が高い傾向がみられるのは、人権教育を受けた経験のある人が多く、また多様な人権に関する情報に接する機会が多くなっていることが背景にあるからだと考えられます。

■学校で差別や人権に関し教育を受けた経験（年代別）



(平成30年度加東市人権に関する市民意識調査)

■学校で差別や人権に関し教育を受けた経験があると回答した人が学校で受けた教育内容（年代別）

(上段：回答者数、下段：%、複数回答)

	調査数	女性の人権問題	子どもの人権問題 （子どもの権利条約をのぞく）	子どもの権利条約に関する こと	高齢者の人権問題	障害のある人 の人権問題	部落差別の問題	アイヌの人々 の人権問題	外国人の人権 問題（在日韓 国・朝鮮人の 人権問題をのぞく）	在日韓国・朝鮮 人の人権問題	HIV（エイズウ イルス）感染者 ・回復者の人権 問題	刑を終えて出所 した人の人権問 題	犯罪被害者等 の人権問題	インターネット 上での人権侵害	ホームレスの 人権問題	性的少数者（セ クシュアルマイ ノリ）の人権問 題	北朝鮮当局によ って拉致された 被害者に関す ること	人身取引に関 する人権問題	その他	おぼえていな い	無回答
調査数	1,082	450	254	146	222	600	925	311	190	283	304	103	86	181	72	132	104	65	12	41	3
	100.0	41.6	23.5	13.5	20.5	55.5	85.5	28.7	17.6	26.2	28.1	9.5	7.9	16.7	6.7	12.2	9.6	6.0	1.1	3.8	0.3
18、19歳	19	11	4	4	3	11	13	8	5	4	7	2	3	6	1	5	3	1	-	3	-
	100.0	57.9	21.1	21.1	15.8	57.9	68.4	42.1	26.3	21.1	36.8	10.5	15.8	31.6	5.3	26.3	15.8	5.3	-	15.8	-
20～29歳	101	61	32	25	24	74	60	37	24	25	43	9	11	46	13	27	15	5	1	6	-
	100.0	60.4	31.7	24.8	23.8	73.3	59.4	36.6	23.8	24.8	42.6	8.9	10.9	45.5	12.9	26.7	14.9	5.0	1.0	5.9	-
30～39歳	138	77	49	27	27	97	117	51	35	45	64	11	13	30	10	21	9	7	2	5	-
	100.0	55.8	35.5	19.6	19.6	70.3	84.8	37.0	25.4	32.6	46.4	8.0	9.4	21.7	7.2	15.2	6.5	5.1	1.4	3.6	-
40～49歳	212	80	39	20	35	119	189	59	30	55	60	17	13	31	12	27	16	16	1	8	1
	100.0	37.7	18.4	9.4	16.5	56.1	89.2	27.8	14.2	25.9	28.3	8.0	6.1	14.6	5.7	12.7	7.5	7.5	0.5	3.8	0.5
50～59歳	217	84	47	26	45	117	203	70	42	68	55	24	18	31	18	26	19	17	2	5	-
	100.0	38.7	21.7	12.0	20.7	53.9	93.5	32.3	19.4	31.3	25.3	11.1	8.3	14.3	8.3	12.0	8.8	7.8	0.9	2.3	-
60～69歳	241	88	56	29	53	112	214	60	35	57	52	22	16	23	9	19	25	10	1	9	2
	100.0	36.5	23.2	12.0	22.0	46.5	88.8	24.9	14.5	23.7	21.6	9.1	6.6	9.5	3.7	7.9	10.4	4.1	0.4	3.7	0.8
70歳以上	128	39	11	11	27	54	106	17	12	24	14	14	8	7	5	3	12	5	3	5	-
	100.0	30.5	14.8	8.6	21.1	42.2	82.8	13.3	9.4	18.8	10.9	10.9	6.3	5.5	3.9	2.3	9.4	3.9	2.3	3.9	-
無回答	26	10	8	4	8	16	23	9	7	5	9	4	4	7	4	4	5	4	2	-	-
	100.0	38.5	30.8	15.4	30.8	61.5	88.5	34.6	26.9	19.2	34.6	15.4	15.4	26.9	15.4	15.4	19.2	15.4	7.7	-	-

(平成30年度加東市人権に関する市民意識調査)

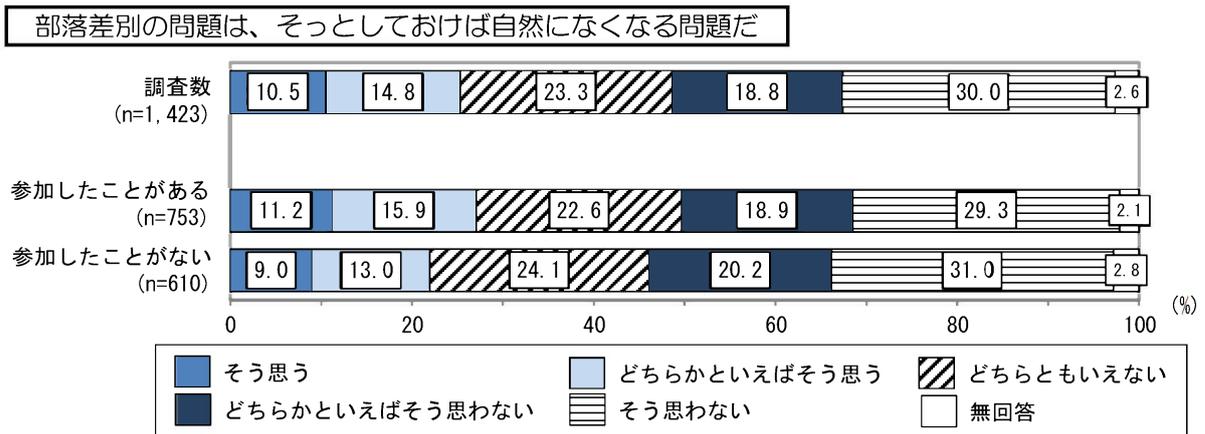
※表中の網かけ箇所は全体割合に比較して10ポイント以上高いもの（無回答除く）

**ポイント⑤ 人権に関する講演会や研修会による効果が現れている一方で、講演会や研修会を受けた経験があっても、住宅を選ぶ際に同和地区を避けようと思う人がいる**

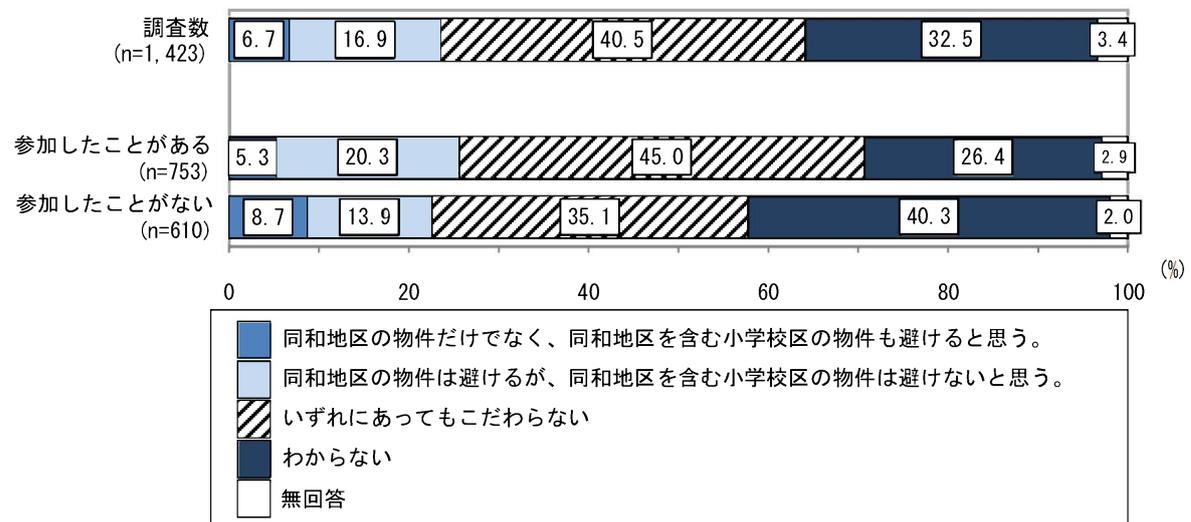
「部落差別の問題は、そっとしておけば自然になくなる問題だ」という意見については、市や団体などが実施する講演会や研修会などへの参加の有無に関係なく、「自然になくなる問題と思わない」割合（48.8%）が多く、「自然になくなると思う」割合（25.3%）は少なくなっています。しかし、「自然になくなると思う」割合は、講演会や研修会などに参加経験のある人で高くなっています。

また、住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区を含む小学校区内の物件を避けることがあるかという問いについて、同和地区または同和地区を含む校区の物件を避けるとの回答割合は、講演会や研修会などに参加経験のある人で高くなっていますが、「いずれにあってもこだわらない」という意見は、参加経験のある人の方がいない人よりも約10ポイント高くなっており、啓発の効果があると考えられます。

**■部落差別問題の解決に向けた意識（研修会の参加有無別）**



**■住宅を選ぶ際に同和地区を避けるかどうかの判断（研修会の参加有無別）**

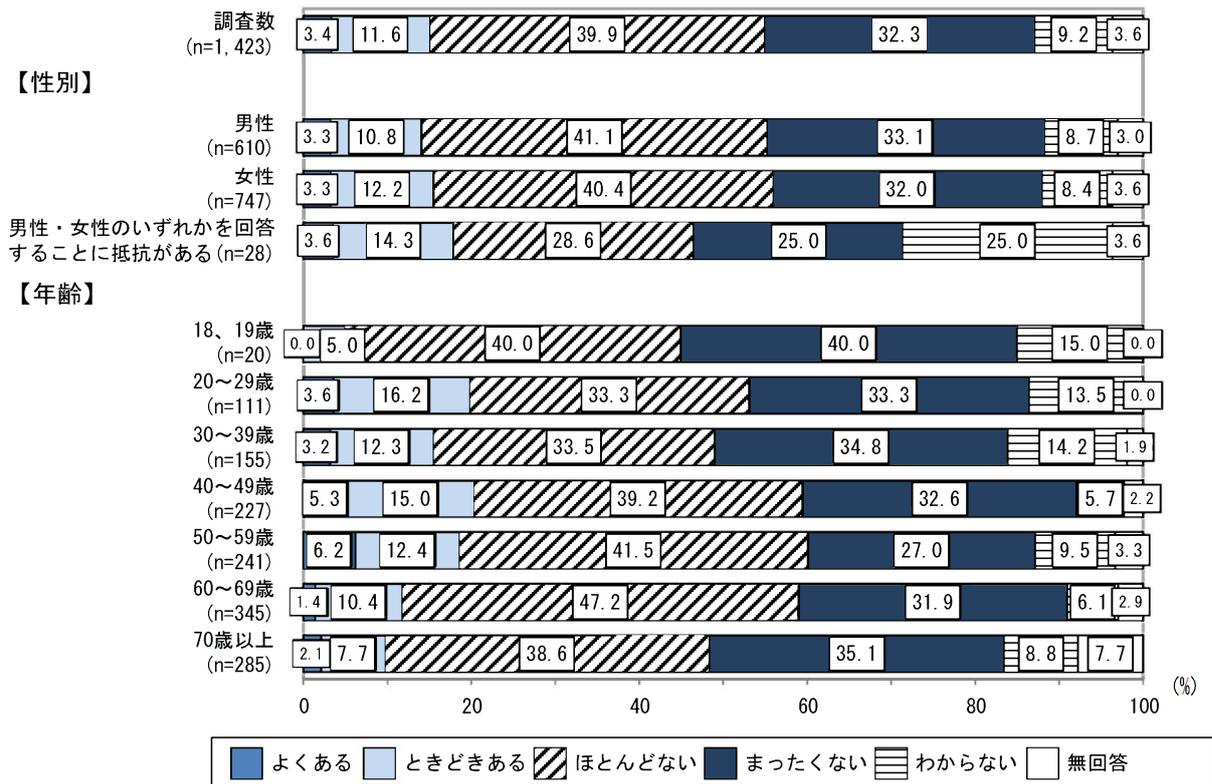


## ポイント⑥ 人権侵害を受けても公的な機関等へ相談する市民は少ない

この5年間ぐらいに人権を侵害されたことがある（「よくある」と「ときどきある」の合計）割合は15.0%で、男性以外の割合が高くなっています。

また、年代別では、20～50歳代の各年代の人権を侵害されたことがある割合が高くなっています。

### ■ここ5年間ぐらいに人権を侵害されたと思った経験（性別、年代別）

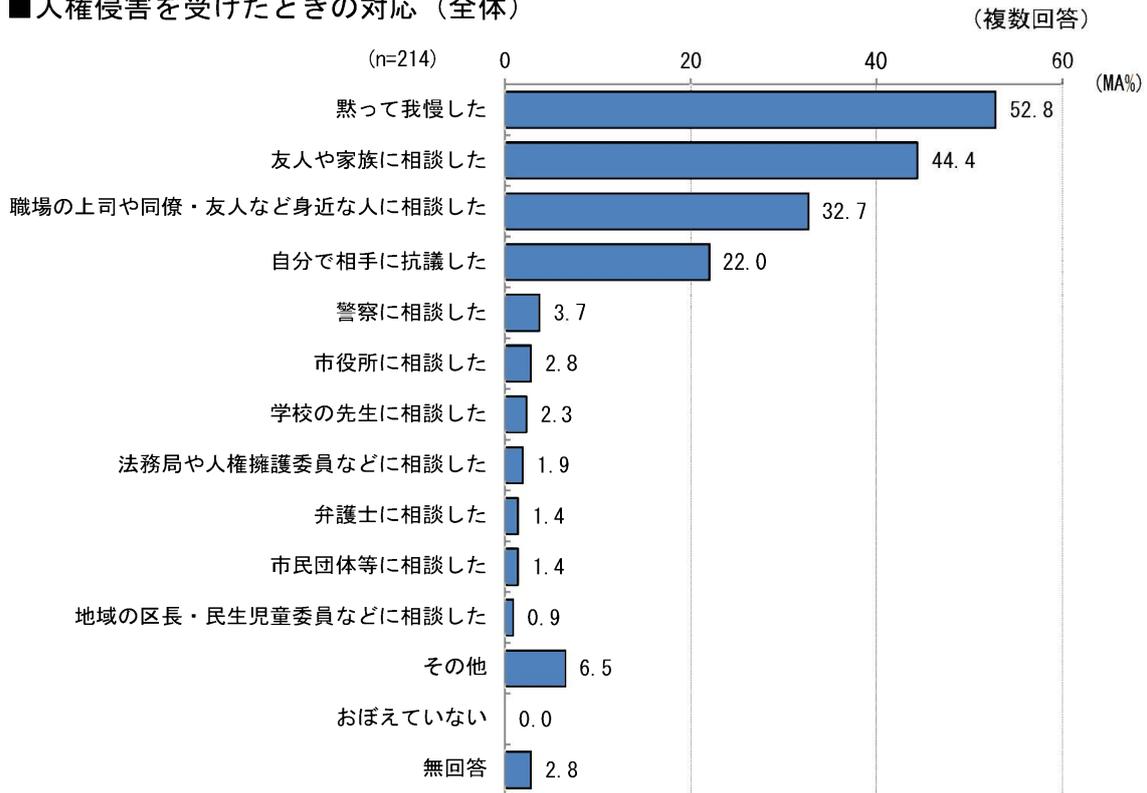


(平成30年度加東市人権に関する市民意識調査)

さらに、人権侵害を受けたことがあると回答した人に、そのときの対応をたずねたところ、「黙って我慢した」(52.8%)が最も多く、「友人や家族に相談した」が44.4%、「職場の上司や同僚・友人など身近な人に相談した」が32.7%となっています。一方、「法務局や人権擁護委員に相談した」(1.9%)、「地域の区長・民生児童委員に相談した」(0.9%)など、公的な機関や相談員に相談したという人は少なくなっています。

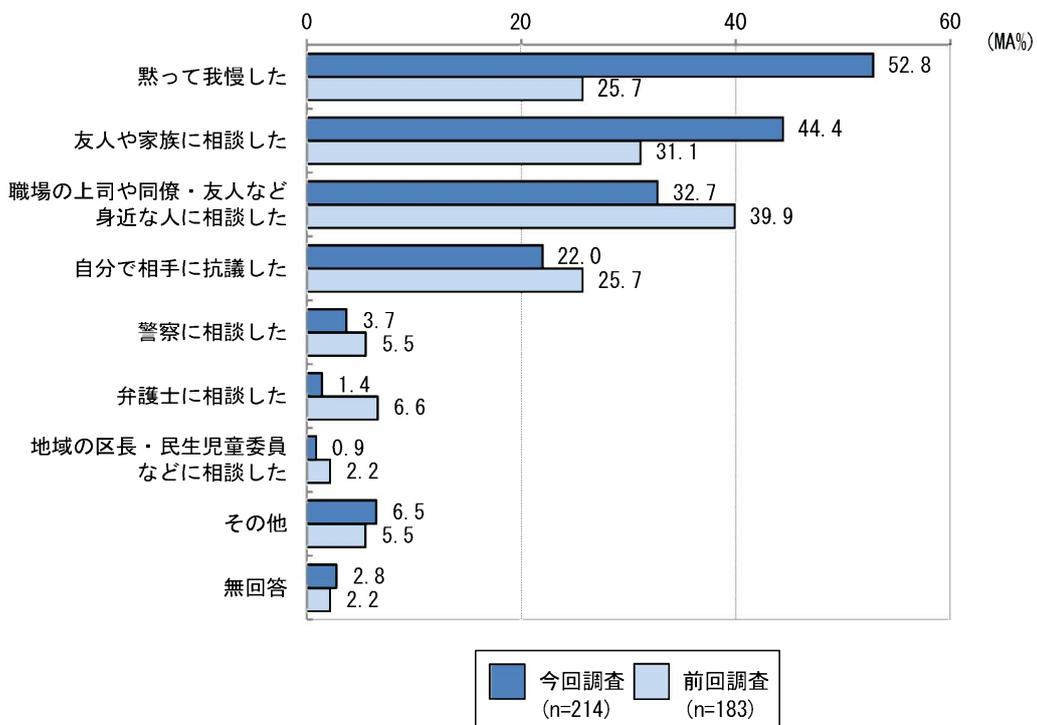
また、今回調査と前回調査を比べると、今回調査では「黙って我慢した」と「友人や家族に相談した」が前回調査より多くなっています。

## ■人権侵害を受けたときの対応（全体）



(平成30年度加東市人権に関する市民意識調査)

## ■人権侵害を受けたときの対応（前回調査との比較）



※前回調査と同一項目のみ比較

## (2) 今後の課題・方針

人権に関する市民意識の傾向からみえる第1次計画での取組に対する課題、今後の取組に関する方針等をまとめると次のとおりです。

### ①計画の基本理念と市民の人権意識

#### ○「ひとごと」から「わがこと」へ

調査結果全般をみると、「人権は大切だ」「差別はいけない」といった理解は一定程度進んできている様子が見え、半数の市民は人権に関しては身近な問題として必ずしも捉えていないことが見受けられます。このことは、日常生活の中で他者の人権を守る行動や態度となって表れてこない状況を生み出している可能性があります。

「ひとごと」から「わがこと」への理念に立ち、人権についての正しい知識、豊かな感性や思想を培うための教育、学習を引き続き進める必要があります。

#### ○共生による「人権文化」の創造

若い年代は多様な人権教育を受けており、女性や障がいのある人、外国人などの人権問題について非常に敏感です。

また、「性的少数者」という言葉は、市民の間はかなり浸透しており、認知率が最も低い70歳以上でも4割の人が知っているという回答があります。しかし身近な人に性的少数者がいた場合、身内でない他者には抵抗を感じないと回答する市民の割合が高くなっているのに対し、家族や自分の子どもなどにいた場合は、抵抗感を抱く市民の割合が多くなっています。

性のあり方は個人の尊厳に関わる問題であり、身体の性のみで性別を決めつけるのではなく、心の性を尊重し、一人一人の性の多様性を認め合うことが大切です。様々な価値観や色々な年齢、国籍の人によって社会は成り立っていることを理解し、認め合うという多様性を認識することで、お互いに支え合って生きるという共生の心を育み、併せて、様々な人権問題の解決に積極的に関わろうとする意識の醸成と態度の育成に繋げていくことが大切です。

### ②人権教育・啓発の取組と市民の人権意識

全般に10～20歳代の若い世代の人権意識が高い傾向がみられます。このことは、学校での人権教育が一定の成果をもたらしていると言えます。今後の取組としては、学校教育で培った資質をより定着させるため、家庭や地域等における人権教育、啓発で人権意識の深化をめざした取組や、年代による意識の違いも見られることから、年代に応じた人権教育、啓発を充実させることが重要です。

部落差別の問題については、これまでその解決をめざして様々な取組が行われてきましたが、調査結果では、「日常の交流や交際」をはじめ、「結婚」や「インターネット」「就職」「引越しや住宅の購入」などでも差別を見聞きした経験がある市民が少なからず存在し、特に住宅を選ぶ際に同和地区を避けるという回答が30歳以上の年代で2～3割となっており、意識的に忌避している市民や、部落差別の問題の解決にあ

たっては「そっとしておけば自然になくなる」という意識をもつ市民も少なくはありません。しかし、研修会への参加経験のある人の方が、「人権を身近に感じている」や「住居を選ぶ際に同和地区にこだわらない」と回答した割合が10ポイント以上高いなど、啓発の効果が現れているのが分かります。以上のことから、部落差別の問題への正しい理解に向けた教育・啓発を継続していく必要があります。

インターネット上の書き込みや行為について、「個人を特定できる情報の流出や児童の裸の写真などの掲載」「相手が嫌がる性的なメールなどの送受信」などを問題視する割合に比べ、「同和地区の地名や同和地区出身者」、「障がいのある人や外国人への差別をあおった書き込み」を問題視する割合は幾分低くなっています。個人情報の侵害より、他者に向けられる人権侵害には関心が薄い傾向がみられ、インターネットなど匿名性の高い手段により及ぼされる人権侵害に関する正しい理解が十分でない様子が見えます。インターネット上の誤った情報を鵜呑みにし、差別を助長するようなことがないよう、様々な人権課題について正しく理解するための教育・啓発の充実が必要です。

意識を問う質問の回答では、「どちらともいえない」を選択する市民も存在し、「どちらともいえない」の割合が最も高くなっている場合もあります。このような回答をする人は、その設問に対しての解釈の仕方により明確な判断ができない場合に「どちらともいえない」と回答したと考えられる場合や、人権課題について十分な知識がなく明確な回答を持ちえず回答した場合が考えられます。後者の場合は、自分に関係がない、無関心という意識の表れでもあり、このような態度や意識を示す人は、他者が差別的な言動を行っても批判的な立場に立たず、場合によっては差別的な言動をする人に同調し差別的な態度をとってしまう可能性があります。市民一人一人が、様々な人権課題について理解を深め、その解決を自らの課題として考えるために、人権意識を持ち、感性を育むことができるよう、家庭、学校、地域社会、職場などのあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を一層充実させることが必要です。

### ③相談支援と市民の人権意識

この5年間ぐらいに人権を侵害された経験があると回答した市民は10人に1人程度で、そのうちの半数は「黙って我慢した」と回答しています。

相談する場合は「友人や家族に相談した」や「職場の上司や同僚・友人など身近な人に相談した」などが多く、法務局や人権擁護委員、民生委員・児童委員などの公的な機関や相談員に相談したという人は少なくなっています。

公的な機関等が人権侵害に関する相談に対してどのようなことをしてくれるのか、市民に十分伝わっていない可能性が考えられます。人権侵害を受け我慢したままでも、救済や解決につながらないことから、信頼できる人に相談したり助言を求めたりすることの重要性と、相談機関等に関する情報をわかりやすく市民に啓発していく必要があります。

## 2 計画策定の趣旨

人は誰でも自分らしく、そして幸せに生活するという基本的な権利（基本的人権）を生まれながらに有しています。日本国憲法第11条では、この基本的人権を保障し、侵すことができない永久の権利として、基礎的な原理として人権尊重主義を明示しています。また、同法第13条では、一人一人の人間がかけがえのない存在であることを確認するとともに、人が人として生きていく上で必要不可欠な権利として、幸福を追求する権利を保障しています。

しかしながら、現在も様々な人権問題が発生（インターネット上での他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現の掲載をはじめ、性的指向・性自認に対する偏見、児童虐待の深刻化、いじめによる自殺の発生等）しているのが現状です。

このような状況の中、憲法で掲げる人権が尊重される社会の実現のために、人権について「わがこと」として考え、人権問題の解決に向け主体的に取り組む意識や態度を育む人権教育・啓発の推進が引き続き必要となっています。また、人権問題は、個人の存在や尊厳を冒す社会的な問題として、その解決に向けて、重点的に取り組まなければならない行政課題でもあります。その解決にあたっては、個別的、具体的な人権侵害から課題を明らかにし、人権尊重の視点での計画的、効果的な施策の推進が必要です。

本市では、これまで、旧3町において策定した人権教育・啓発に関する計画に基づく施策を展開し、その後、平成22(2010)年に策定した第1次計画により、一人一人の人権が尊重され、心豊かな地域をつくることを目的に、様々な人権問題の解決をめざした取組を推進してきました。

第1次計画は、令和元（2019）年度末をもって終了することから、新たに顕在化してきている人権問題や第1次計画での取組の成果と課題、市民の人権意識の現状などを踏まえ、人権教育・啓発の取組を引き続き充実させていくため、「第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定します。

### 3 計画の位置付け

この計画は、加東市総合計画に基づく個別計画の一つとして位置づけています。国の「人権教育・啓発に関する基本計画」並びに県の「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を踏まえながら、本市の人権教育及び人権啓発の基本的な考え方を施策に反映させ、実施していくため、本市の今後の実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

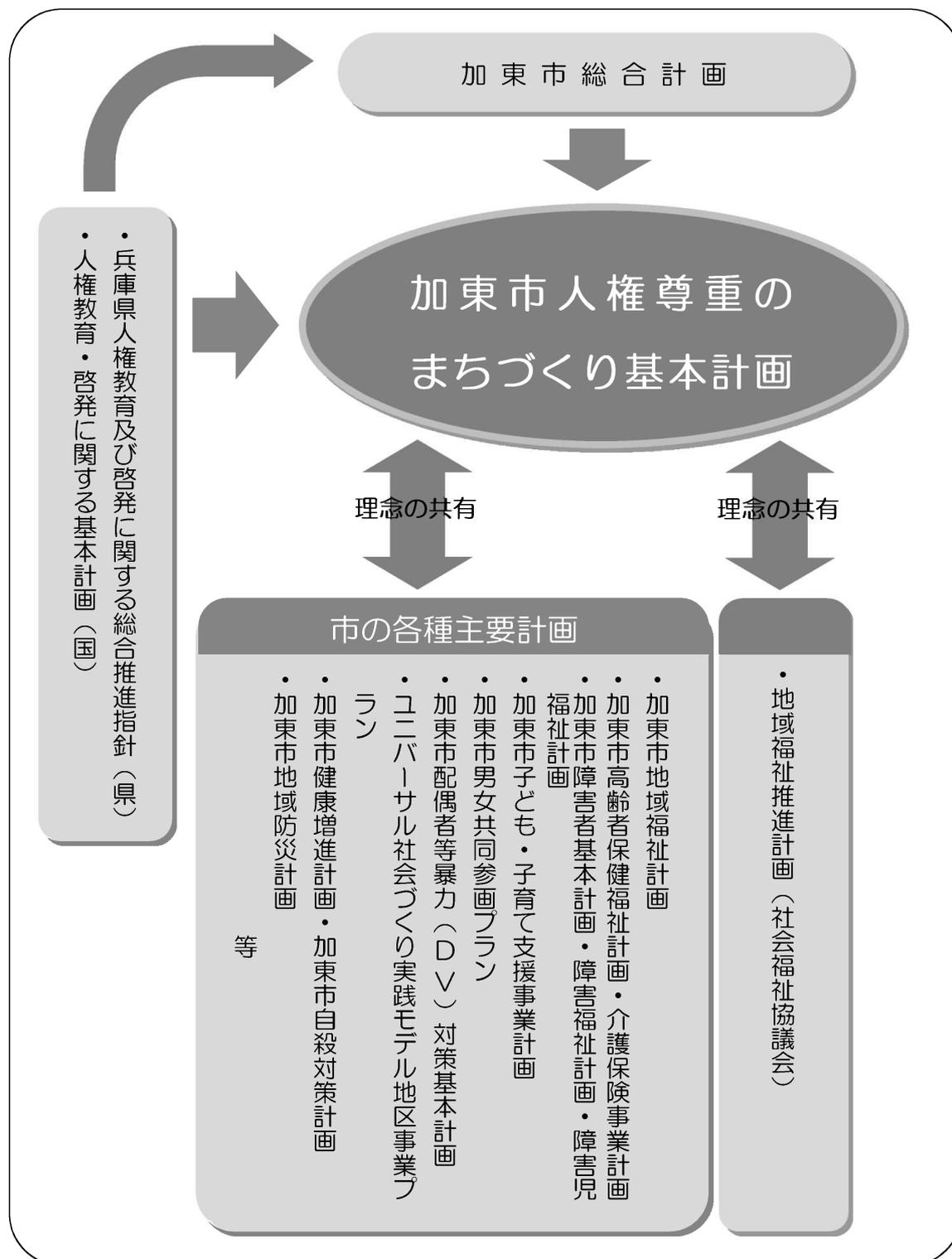


図1 加東市人権尊重のまちづくり基本計画と上位計画・主な関連計画

## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和2(2020)年度を基準年度とし、令和11(2029)年度を目標年度とする10年間とします。ただし、計画期間中においても、国内外の動向や社会情勢の変動などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 人権施策の基本理念及び方向性

### 1 基本理念

人権とは、すべての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない最低限の権利のことをいいます。この権利は、すべての人々に平等に、永久にあるべきものであり、日本国憲法において「基本的人権」として保障されています。また、人権は長い歴史の中で、自由と平等を求める多くの人々の不断の努力によって、獲得・確立されてきたものです。

市民一人一人の人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づく、「共生社会と人権文化\*の創造」をこの計画の取組を通してめざすことが必要です。そのため、市民や地域、学校、事業者、行政等関係者が共有し、計画推進にあたって根底に置くべき考え方である基本理念を次のとおり設定します。

#### 【計画の基本理念】

誰もが互いを認め合い みんなの笑顔あふれる  
人権尊重のまち 加東市

### 2 基本目標

基本理念のもと、人権に関わる各主体があらゆる機会に人権教育・啓発に参加・参画し、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を構築するため、次の3つの基本目標を掲げ、目標達成に向け各種施策を展開します。

#### 〔1〕人権課題を自身のこととして捉える「ひとづくり」

すべての市民が、人権課題を「ひとごと」ではなく自らに関係する「わがこと」として認識し、解決に向けて行動する社会をめざします。

#### 〔2〕共生による人権文化の根付いた「くらしづくり」

暮らしの中で、すべての市民がお互いを尊重し、多様性を認め合い、差別に気づき、年齢、性別、出生地、国籍、障がいなどの有無にかかわらず、一人一人がもつ能力を発揮できる社会をめざします。

#### 〔3〕協働による人権の「まちづくり」

市民や地域、学校、事業者などと行政がそれぞれの役割を担いながら、人権問題の解決に向けて、連携・協力できる社会をめざします。

### **3 人権施策の取組の方向性**

目標達成に向けた施策展開の基本的な方向性は次の3つで、これらの方針のもと、人権に関する施策を推進します。

#### **〔1〕人権教育・啓発の推進**

人権尊重の理念に基づいて、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場において人権教育・啓発の推進に努め、市民の理解とともに人権文化の浸透を図ります。

#### **〔2〕人権尊重の視点に立った行政の推進**

市民の思いや市民が直面している人権課題を的確に捉えながら、その解決に向けた施策を主体的、積極的に展開し、市民一人一人が、自由で豊かに生きることができる、ひとづくり・まちづくりの実現をめざします。

#### **〔3〕相談・支援体制の充実**

人権侵害を受けている、または受けるおそれのある人が安心して気軽に相談でき、問題を解決することができるよう行政が中心となり、人権擁護委員及び既存の団体や事業者、NPO\*などと連携することで相談体制を充実させ、的確な支援ができるよう努めます。人権課題を具体的かつ明確にして全庁体制により問題解決を図ります。